

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院再建事業
開院支援業務委託に係るプロポーザル審査要領

令和8年4月21日制定

1 目的

この要領は、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院再建事業開院支援業務委託に係る公募型プロポーザルの審査に当たり、審査方法等について必要な事項を定める。

2 審査方法

参加資格要件を満たす者の中から、提出された書類について書類審査、企画提案書へのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。

3 配点

合計を200点満点とする。

4 審査基準

審査要件、審査基準、配点については、別に定める。

5 事業者の決定

(1) 最優秀者と次点者の決定方法は、次のとおりとする。

ア 審査員ごとの評価基準表における合計点の高得点者から順に順位をつける。

イ 企画提案書提出事業者ごとに、第1位の数が多い事業者を最優秀者とする。

ウ イで決定した事業者を除き、改めてアの合計点に、審査員ごとに高得点者から順に順位をつけ、第1位の数が多い事業者を次点者とする。

エ イ及びウの規定にかかわらず、合計点が次の算式による点数に満たないものは、原則として、最優秀者及び次点者とはしない。

$$(200 \text{点} \times \text{審査を行った審査員数}) \times 1/2$$

(2) 前号の規定により事業者を決定する際に、それぞれの第1位の数が同数である場合には、各審査員の点数の合計が多い方を対象事業者として選定する。

(3) 前号において、各審査員の評価点の合計が同じ場合には、次のとおり項目ごとの点数の合計が多い方を対象事業者として選定する。

ア 「4. 提案事項」の点数の合計が高い方

イ アが同じ点数の場合は「3. 業務実施方針等」の点数の合計が高い方

ウ イが同じ点数の場合は「2. 配置技術者の資格及び実績等」の点数の合計が高い方

附 則

この要領は、制定の日から施行し、本業務委託の契約締結をもってその効力を失う。